**基準３－６　大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

分析項目３－６－１　法令等が公表を求める事項を公表していること

【分析の手順】

・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

・基幹教員制度を導入している場合は、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和４年９月30日付４文科高第963号高等教育局長通知）に記載されている関連の情報公表等が行われていることも確認する。

・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式３－６－１）

※　公表状況について、ウェブサイトで公表している場合はその情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できるURLを記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URLではなく具体的な公表方法を記載してください。

※　基幹教員制度を導入している場合は、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和４年９月30日付４文科高第963号高等教育局長通知）に記載されている関連の情報公表等について記載してください。（該当がない場合は、項目を削除してください。）

| 公表を求める事項 | 公表状況（刊行物、ウェブサイト（URL等）） |
| --- | --- |
| 《学校教育法施行規則第172条の２ 第１項》 | |
| 教育情報  □大学の目的  □学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針  □教育研究上の基本組織  □教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績  □入学者の選抜に関すること  □入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数  □授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画  □学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準  □校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境  □授業料、入学料その他の大学が徴収する費用  □大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 | □大学の目的（URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教育研究上の基本組織  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □入学者の選抜に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □授業料、入学料その他の大学が徴収する費用  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※基幹教員制度を導入している場合  □基幹教員の数（専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳）  □各基幹教員が有する学位  □教育研究等の業績  □教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況  □主要授業科目の担当の有無や単位数の状況 | □基幹教員の数（専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳）  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □各基幹教員が有する学位  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教育研究等の業績  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □主要授業科目の担当の有無や単位数の状況  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《学校教育法施行規則第172条の２　第２項》 | |
| 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報 | （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《学校教育法施行規則第172条の２　第３項》 | |
| □研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合  □学位授与の状況  □学位論文に係る評価に当たっての基準 | □研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □学位授与の状況  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □学位論文に係る評価に当たっての基準  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《学位規則第８条》 | |
| 博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨 | （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条》  《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》 | |
| 財務諸表等 | （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《学校教育法第109条第１項》 | |
| 自己点検・評価の結果 | （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第５条》 | |
| 法科大学院の教育課程等の公表  　□法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力  　□法科大学院における成績評価の基準及び実施状況  　□法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況  　□法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 | □法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □法科大学院における成績評価の基準及び実施状況  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《専門職大学院設置基準第20条の７》 | |
| 法科大学院における情報の公表  　□入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること  　□法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合  　□法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称  　□授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること  　□法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第１号又は第２号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第１条第１項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合 | □入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学した者の占める割合  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □授業料、入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第１号又は第２号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第１条第１項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《H15文科省告示第53号第３条第２項》 | |
| 法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が２割に満たない場合には入学者選抜の実施状況 | （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《教育職員免許法施行規則第22条の６》 | |
| 認定課程を有する大学は、教員の養成の状況  □教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること  □教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること  □教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること  □卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること  □卒業生の教員への就職の状況に関すること  □教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること | □教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □卒業生の教員への就職の状況に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　）  □教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 《教育職員免許法施行規則第22条の８》 | |
| 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果 | （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　） |